

今後の「知の拠点」整備の進め方と南信州広域連合における「地方創生」等への対応について

1. 趣旨・経過

- ①「知の拠点」整備に係る財源について、平成 28 年度以降の地方版総合戦略の推進に関する国の基本的な支援策が明らかになり、**今まで想定していた財源措置（地方創生交付金 1 / 2、地方債 1 / 2）が事実上困難になった**ことから、国が示す新たな支援制度も含め、**改めて、財源確保の手段を検討する必要**が生じた。
- ②国は、平成 27 年 12 月に「航空産業ビジョン」を取り纏めたが、そこでは、MR J の開発進展を一つの契機とし、航空機の国際共同開発における我が国の航空機産業全体のポジションや競争力を高めるためには航空機装備品産業の育成が有効であるとの認識から、その開発加速の足かせとなっている環境試験インフラ等の整備が非常に重要であるとし、今後の国の取り組むべき課題の一つに位置付け、盛り込まれている。
そうした中、昨年度末の地方創生加速化交付金で当地域が一体となって関連施設等の整備を事業申請したことや、長野県から拠点形成のための支援要請があったことを受け、平成 28 年度に入り、**経産省航空機武器宇宙産業課を中心に、業界団体や J A X A、長野県、飯田市等の関係者が会する装備品開発支援試験インフラの整備に係る検討会を設置しようとするなど、関連する動きが急速に具体化**しつつある。
- ③一方、長野県は、5/11 開催の第 15 回長野県産業イノベーション推進本部会議において「長野県航空機産業振興ビジョン」を決定したが、同ビジョンでは②の国の動きを踏まえる中で、「V ビジョン推進に向けた県施策の方向性」として、**当地域の「知の拠点」整備や「信州大学航空機システム共同研究講座」開設を県としても支援することを明記し、更には県工業技術総合センター支所機能の設置等を検討するなど、県としてより踏み込んだ対応をする方向が明記**されている。
- ④以上を踏まえ、改めて今後の「知の拠点」整備の進め方と南信州広域連合における「地方創生」等への対応について、広域連合としての対応を確認する。

2. 「知の拠点」整備の進め方について（案）

(1) 必要な事業費等

28 年度から 30 年度にかけて新たに確保すべき施設改修事業費の総額は、22 億円と想定内訳：電気科混合棟不足分 1 億円、その他教室棟 3.9 億円、共通施設設備 1.2 億円、体育館 5.4 億円、EMC センター 7.5 億円、管理教室混合棟 3 億円（飯田市分）
当面、必要事業費総額は 22 億のままとするが、国や県が様々な検討を始めつつある（前記 1-②③）ことから、その動向により、改めて、事業内容や費用総額を見直す。

(2) 具体的な方向

- ① 電気科混合棟は、既に一定の財源が確保され、平成 29 年 4 月には信州大学との共同研究講座を開設する予定であることから、早急に事業進捗を図る。
- ② **現時点で手当未済みの財源 (22 億円) については、地方債 (充当率 90%、交付税算入 30%) と一般財源によることを原則**とするが、以下に記す**軽減策を鋭意検討**する。

- ③ EMCセンターと体育館（一部）については、今後の国や県の検討内容に沿ってその内容や規模等を改めて検討し、また別途補助金等の新たな財源の確保についても検討する（経産省等の補助を想定）。
- ④ 国や県の支援措置如何に関わらず、別途、**地方創生応援税制の導入を検討**する。
- ⑤ この**地方創生応援税制を申請できるのは県と市町村**であるが、申請自治体ごとに地域再生計画の策定が必要になることや、本社所在市町村への寄付は出来ないことなどから、「知の拠点」整備についてどこが申請主体になるか等について、早急に検討する。
- ⑥ **単独事業で地方創生応援税制の申請を計画する市町村は、計画の概要を広域連合事務局に連絡**する
- ⑦ 今後の国や県の動向によって必要が生じた場合は、各棟を含む敷地全体の利用計画も再度検討する。

3. 広域連合としての地方創生(推進)交付金への対応（案）

- ① 地方創生推進交付金については、コンソーシアム費用が対象となるが、1事業しか申請できないため、他（新規事業を含めて）に該当するものがあるかどうかを含めて改めて検討し、秋以降に想定される今年度第2回目の申請に間に合わせることを想定する。
- ② これらを踏まえ、広域連合としての地方版総合戦略は、新たに作成すべき地域再生計画との整合を図りながら策定するが、予算化の必要性も勘案し、8月の広域連合議会に諮ることを想定する。
- ③ **地方創生推進交付金は、広域連合が申請した交付金額は、関係市区町村の上限額から差し引かれる**こととなるため、**各市町村は単独事業立案時に、その概要を広域連合事務局に連絡**する。

【関連資料】

1. 平成 28 年度の地方創生推進交付金について

(1) 位置づけの変更について

① 基本

本年 4 月 20 日に「地域再生法の一部を改正する法律」が施行され、地方創生推進交付金は、地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第五章「認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置」の一つに位置づけられた。

(地方版総合戦略＋予算措置＋地域再生計画の認定)＝地方創生推進交付金

② 概要

- ・補助率は $1/2$
- ・各市区町村の交付額の上限は 1 事業 1 億円で 2 事業まで(事業費ベースで計 4 億円)
- ・支援対象事業は、先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプの 3 タイプ
- ・市区町村の先駆タイプは、1 事業当たり国費 1 億円(事業費 2 億円)が上限
- ・同横展開タイプと隘路打開タイプは、1 事業当たり国費 2,500 万円(事業費 5,000 万円)が上限
- ・ソフト事業を主とし、ソフト事業と密接に関連するハード事業は対象とするが、ハード事業が 50%(目安)を超える場合は、原則として対象外。

③ 広域連合の位置づけ

- ・広域連合も申請者となれるが、原則 1 事業(市区町村の 2 事業の別枠)
- ・事業費の上限は、広域連携事業として連携市区町村の上限額の合計
- ・広域連合が申請した交付金額は、当該市区町村の上限額から差し引かれる

2. 地域再生法改正の他の要点

◎ 地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)第五章「認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置」に、

- ・第二節「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例(第(新設)十三条の二)」と
- ・第九節「生涯活躍のまち形成事業計画の作成等(第十七条の十四—十七条の二十五)の二つが加わった。

※ これらは、対象が都道府県又は市区町村と明記されていることから、広域連合は対象外であるが、関連するので以下で簡潔に説明。

※ 地域再生計画：平成 17 年 6 月から平成 28 年 3 月まで、36 回の認定申請が受け付けられ、昨年度末時点で活用中 539 件、計画期間終了 1428 件となっている。

① 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例(第(新設)十三条の二)」

○ 総合戦略を策定した都道府県又は市区町村(不交付団体は除く)が、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を企画し、地域再生計画として認定を受けた事業を、企業からの寄附金を財源として実施する。

○ 寄附を行った法人の税制措置

- ・法人住民税、法人税、法人事業税について、寄附額の 3 割に相当する額の税額控除の特例措置

→ 現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果（法人実効税率相当額：約3割）と合わせて、寄附額の約6割に相当する額の軽減効果

・ 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本税制の対象外。

○ 地域再生計画の認定

・ 複数の地方公共団体による共同事業も対象となるが、それぞれの団体分の事業費と寄附の見込み額を区分し、団体ごとに地域再生計画を作成し認定を受ける必要がある。

・ 地方創生推進交付金との併用はできない。

但し、全体として1つのプロジェクトであっても、構成する各事業費を明確に区分し、事業ごとに地方創生推進交付金と地方創生応援税制を活用することは可能である。

・ ハード事業も制度の対象であり、地方債の起債対象事業に地方創生応援税制を活用することも可能である。

・ 寄附を呼び込めるような効果の高い事業であることが認定の要件であり、申請時点で1社以上の寄附を行う法人の見込みが立っている必要がある。

② 「生涯活躍のまち形成事業計画の作成等（第十七条の十四—十七条の二十五）」

○ 地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民(多世代)と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」の制度化を図る。

・ 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

→ 50歳以上を中心に、大都市から地方へ、近隣から「まちなか」へ

→ 移住希望者に対し、きめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開

・ 「健康でアクティブな生活」の実現

・ 地域住民(多世代)との協働

・ 「継続的なケア」の確保

・ 地域包括ケアシステムとの連携

○ 申請主体は都道府県、市町村

○ 許認可、届け出等の特例措置

(略)